

◆支給基準

1. 奨学金

○ 対象となる派遣先及び地域に応じ、次に掲げるとおりの月額を支給する。なお、留学開始月および留学終了月については、注1のとおりとする。(詳細は別表①を参照)

(I) 「日本財団海洋開発サマースクールプログラム」等、当財団が用意する海洋開発に係るプログラム派遣

一律 月額 60,000 円 (住居は別途支給)

(II) 申請者本人が応募・または合格した海洋開発関連の海外企業が実施するインターンシップ・プログラム及び海洋開発関連の海外大学あるいは海外の研究機関が実施するプログラム等で、住居が提供されない場合

甲地方 月額 160,000 円 (北米、シンガポール、欧州 (一部地域を除く)、中近東)

乙地方 月額 120,000 円 (甲地方以外)

(III) 申請者本人が応募・または合格した海洋開発関連の海外企業が実施するインターンシップ・プログラム及び海洋開発関連の海外大学あるいは海外の研究機関が実施するプログラム等で、住居が提供される場合

甲地方 月額 80,000 円 (北米、シンガポール、欧州 (一部地域を除く)、中近東)

乙地方 月額 60,000 円 (甲地方以外)

(注1) 留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給される。

	開始月	終了月
15 日未満	×	×
15 日以上 45 日未満	○	×
45 日以上	○	○

2. 往復渡航費 (一律)

本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部

・アジア地域 150,000 円

(アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)

・上記以外の地域 250,000 円

3. 事前説明並びに成果報告会等の参加に係る交通費

地方からの参加者には、別表②の通り交通費を支給する。

※ なお、学生が他団体からの奨学金やインターンシップ先から報酬額を受け取る場合等は、上記 1 及び 2 に従って各々の金額を算出後、各々について不足分を支給する。

※ ただし、3.は他団体からの支援の有無に関わらず、規定に従い支給する。

◆別表①

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
甲地方	北米、シンガポール、欧州（一部地域を除く）、中近東 (除外国) アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア（旧グルジア）、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	乙地方	アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び左記除外国

◆別表②

会場	都道府県	支援内容
東京	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	54,000 円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	44,000 円
	青森県、秋田県、広島県	29,000 円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	24,000 円
	宮城県、山形県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	19,000 円
	新潟県、福島県、長野県	14,000 円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	9,000 円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0 円